# 親子ネット総会プログラム

2012 年 9 月 1 日 目黒さつき会館

- 1. 資格審査 (10:30~10:35)
- 2. 議長選出 (10:35~10:40)
- 3. 2011 年度活動報告 (10:40~11:20)

国会(神部)/組織(飯田)/祖父母の会(中西)/戦略(印旛)/編集(鈴木)/子どもの心理研究(笠原)/システム管理(平久保)/親子交流支援検討(吉野)/海外ネットワーク(平田)/国内ネットワーク(辻)

- 4. 2011 年度決算報告 (11:20~11:30)
- 5. 2011 年度決算監査報告 (11:30~11:35)
- 6. 規約の改訂 (11:35~12:00)
- 7. 2012 年度役員の推薦 (12:00~12:15)
- 8. 2012 年度活動方針案(12:15~12:20)
- 9. 2012 年度予算案 (12:20~12:30)

## 3. 2011 年度活動報告

## ①国会(神部)

国会報告です。昨年署名を提出するとき紹介議員になって下さった先生方を 中心にイベントの案内などさせていただきました。

なかでも馳先生からは「こどもの連れ去りは児童虐待」の講演会のときに秘書の天野さんが激励のメッセージをもって駆けつけて下さいました。ここでも 改めて抜粋してご紹介します。

「昨年4月19日に衆議院法務委員会で極めてひどい連れ去りは児童虐待に当たるとの答弁を引き出しました。児童虐待防止法は議員立法であり、私も中心メンバーで当然そう解釈しています。解釈の問題は専門家の講演を踏まえて皆様の闊達な議論の成果が、解釈変更、法改正につながるものとなります。関係各位のご尽力に敬意を表させて頂いてわたしからのメッセージとさせて頂きます。」自民党衆議院議員 馳 浩

その他マスコミからも取材依頼が急増しました。イベントの告知が朝日新聞社に掲載されたりTBSテレビ報道特集ではその日のニュースにも放送されました。ピーク時には私も一日に3社取材を受けるほどマスコミも強くこの問題に感心をもってくれています。この問題が広く知れわたった一年と言えるとおもいます。

## ②組織(飯田)

2011年度の定例会と運営委員会実施実績は以下の通りです。

2011/09/17	第22回定例会	2011/09/03	第26回運営委員会
2011/10/15	第23回定例会	2011/10/01	第27回運営委員会
2011/12/17	第24回定例会	2011/11/06	第28回運営委員会
2012/01/21	第25回定例会	2011/12/03	第29回運営委員会
2012/03/17	第26回定例会	2012/01/07	第30回運営委員会
2012/04/22	第27回定例会	2012/02/11	第31回運営委員会
2012/06/23	第28回定例会	2012/03/03	第32回運営委員会
2012/07/21	第29回定例会	2012/04/07	第33回運営委員会
		2012/05/12	第34回運営委員会
		2012/06/09	第35回運営委員会
		2012/07/07	第36回運営委員会
		2012/08/04	第37回運営委員会

2011年11月と2012年2月・5月は講演会が開催されたため、定例会はありませんでした。しかし、それ以外の月は毎月1回コンスタントに定例会を開催することができました。

今年は会場の予約で苦労することも多かったのですが、会員の皆様のご助力を得て、何とか定例会会場を押さえることができました。参加者も毎回30名ほどを数え、活発な情報交換やビデオ上映会、マスコミ記事の紹介などを行ないました。

毎回定例会には、新しく会員になった方々の顔が見られ、子どもの連れ去り・引き離し問題の当事者が次々に生まれている現状を表しています。新しく定例会に来られた当事者の方々の痛みと不安を、参加者皆で分かち合うことも行ないました。

運営委員会では親子ネットの運営上、各運営委員が必要と認めた事項について活発に議論を行ないました。有用な決定をしていくことが出来たと思っています。

親子ネットの運営委員は、それぞれに仕事を持った普通のお父さん、お母さんです。また、一人ひとりが個別の事情で裁判や調停を抱えていたり、子どもとの面会交流で悩んでいたりします。そんな運営委員の方々がボランティアで自分の時間を削り、滞りなく会が運営されるよう努力されている姿を、この一年間、運営委員の一人として内部から見て参りました。一般会員の方々には、まだ会の運営が不十分に映ることも多々あるかもしれませんが、ご理解賜り、ご協力いただければと思います。

## ③祖父母の会(中西)

今年は新たに2名の祖父母の方の入会者がありました。

息子さんが離婚されていたり、あるいは離婚調停中であったりして、お孫さんとは会えずに、理不尽な思いを味わっておられます。

当事者である父親や母親が我が子となかなか会うことが出来ないのですから、 私達祖父母は、悲しいことですが、会えないのは当然であるというような偏見 がまかり通っています。

祖父母と孫とは二親等に繋がる血縁関係の濃いお互い大切な存在です。

会えずにいる父親や母親の支援をしながら、私達祖父母と孫との面会交流は 当たり前の権利であると、社会に訴えていきたいと思います。

#### ④戦略(印旛)

戦略チームでは、「引き離し被害当事者および支援していただける有識者の 方々との連携・連帯」と、「国民に向けた、親子引き離しの現状報告と、共同養 育社会実現のための啓蒙」を目的として、親子引き離しの問題点を社会に訴え、 法改正の後押しをする講演会の開催や意見書の作成・提出と、共同養育の考え 方が安心して社会に受け入れられるための下地作りの活動をしてきました。

- (1) 講演会は、①「コリン・ジョーンズ先生出版記念講演会」(2011年11月)、
- ②「親子引き離しの元凶 『DV悪用』『診断書悪用』を追及する!講演会(DV講演会)」(2012年2月)、③「子どもの連れ去り・親子引き離しは児童虐待!講演会(児童虐待講演会)」(2012年5月)、そして④「会えない当事者の事例報告勉強会『どうしたらいいの?こんなとき』」(2012年9月)を企画・主催しました。DV講演会と児童虐待講演会は100名近い参加者があり、マスコミにも大きく取り上げられるなど、社会に向けての発信という目標は果たせたものと考えます。
- (2) それぞれの講演会企画を有効にアピールできるように、報告書や要望書の作成と提出、署名活動とのリンクなどを行いました。①昨年の総会後には、国会、関連大臣、最高裁およびマスコミ各社への報告書と要望書の提出、②ジョーンズ先生講演会の後には国会、関連大臣、最高裁、各高裁長官およびマスコミ各社宛の要望書の提出、③DV講演会ではDV報告書を作成し、関連大臣、国会、最高裁、弁護士会、医師会およびマスコミ各社に提出しました。④児童虐待講演会では、要望書を作成し、現在国会誓願に向けた署名活動を行っています。
- (3) 個別事案への意見書提出に関しては、①ハーグ条約に関するパブコメ提出の他に、②NewsweekJapan 誌、③産経 West、④時事ドットコム、⑤フジ TV とくダネ!、⑥TBS ニュース 23 への意見書提出、⑦TBS ニュース 23 報道への BPO 提訴を行いました。さらに⑧栃木支部の栃木県 DV パブコメへの意見書作成協力、⑨茨城支部の NHK 水戸放送局への意見書提出の協力を行いました。また、⑩編集チームと共同で、「別居時の公的扶助不正使用の禁止に関する緊急アピール」を発表し、マスコミとの情報交換も継続中です。
- (4) 国民への共同養育理念と法改正運動の浸透に関しては、①2011年1月より「きみどりリボン」活動を開始しましたが、このコンセプトを提供して他の当事者団体との共同で Kimidori-Ribbon Project の展開に協力しました。また、②親子引き離し問題に関する書籍出版の準備を進めています。
- (5) その他に親子ネット活動の基盤整備として、①記者クラブを利用したコメント提出のシステム作成、②外部の会議室使用および講演会準備・運営のマニュアル作成なども行いました。

#### **⑤編集(鈴木)**

・2011年度に発行した会報は以下の通りです。

「引き離し 20 号」2011/10/23 発行

「引き離し 21 号」2011/12/17 発行

「引き離し 22 号」2012/02/04 発行

「引き離し 23 号」2012/04/22 発行

「引き離し 24号」2012/06/09 発行

- ・ 2011 年度も、「会報を紙で印刷し会員の皆様へ送付する」手法にこだわって まいりましたが、送付する人数の増加により、緑色の用紙や封筒の調達や運 搬においても編集員の負担が増え、2012 年度は、編集員を増やす、発行間隔 を見直す、印刷・封入・発送作業を手伝ってくださる方の人数を事前に把握 して準備を分担していただくなどの措置が必要な状況になっています。
- ・ 企画については、巻頭言は、運営委員のリレー形式にしてみましたが、新鮮な意見や視点もあり好評でした。当事者や家族の立場の女性による原稿を集めて掲載した際は、すぐにマスコミ数社から取材依頼があり、反響が大きかった企画でした。今後も引き続きこの問題、活動に何か提言ができるような会報作りを目指してまいります。

## ⑥子どもの心理研究(笠原)

子どもの心理研究では、離婚や別居、更には引き離しを経験している子ども 達が物事をどう捉える傾向があるのか、成長にどの様な影響があるのか、どう 接するべきかなど、離れて暮らす親が子ども達を更に理解するヒントを提供し たいと活動をしてきました。

具体的には9月に実施した親子ネットイベント、「子どもの連れ去り・親子引き離しは児童虐待!講演会」においてミクシイで離婚を経験した子どものコミュニティ(参加者3800人)の管理人の中田さん、大正大学教授で運営委員でもある青木先生に講演して頂きました。

今年4月に施行された民法改正により、未成年の子どものいる夫婦が離婚する際に育費と親子の面会交流について取り決めをする事が規定され、離婚届にこの取り決めをしたかを記載する欄が設けられました。社会が変わるスピードは遅々としてなかなか進まず、その間に離れて暮らす子ども達はどんどん成長していまいます。それでもこの民法改正は、子どもは親が庇護する対象であり、時には親の付属物の様に扱われてしまう現状が、子ども自身の気持ちや権利、人権を尊重する社会へ変わろうとしている流れと考えます。

共同親権、共同養育を目指す過程でも「子どもの利益」とは何かを模索しなが ら、子ども達に対して出来る最善を考え、実現していけたらと願い活動を実施 してきました。

### ⑦システム管理(平久保)

システム管理担当は以下の通り活動いたしました。

## 1. 会員管理

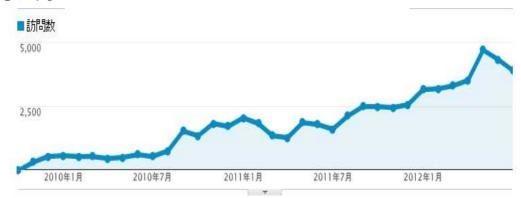
会員皆様の名簿管理を行い、主に会報などの発送物等に使用される住所管理を行いました。

現在、会員数 335 名(2012 年 8 月 22 日現在) うち、2011 年度は 85 名の入会がありました。

2. ホームページ管理

日常的なホームページの更新作業を行いました。

ホームページ開設当初(2009年11月)は、1日数件のアクセス数でしたが、現在(2012年8月)では、1日平均、約130件のアクセスがあります。 現在、入会者の9割以上が、ホームページからの入会となっております。 今後も、ホームページコンテンツを充実させ、皆様に情報提供を行って行きます。



(参考資料:2009年からのアクセス数推移)

順位	市区町村	訪問数	順位	市区町村	訪問数	順位	市区町村	訪問數
1	Shibuya	6,525	21	Chiba	629	41	Funabashi	283
2	Shinjuku	5,389	22	Kanagawa	602	42	Fuji	275
3	Chiyoda	2,581	23	Tsukuba	572	43	Himeji	270
4	Yokohama	2,360	24	Toyama	557	44	Nagano	266
5	Kobe	2,068	25	Hiroshima	501	45	Takamatsu	256
6	Tokyo	2,063	26	Tsuchiura	463	46	Ota	250
7	Minato	1,910	27	Kakogawa	450	47	Yokkaichi	249
8	Osaka	1,797	28	Otsu	442	48	Sakai	241
9	Sapporo	1,778	29	Mito	422	49	Okayama	240
10	Sendai	1,491	30	lchikawa	419	50	Kawaguchi	238
11	Naniwa	1,469	31	Bunkyo	404	51	(not set)	237
12	Kyoto	1,467	32	Kizuki	403	52	Taito	230
13	Kagoshima	1,066	33	Omiya	391	53	Gifu	218
14	Saitama	1,063	34	Hodogaya	365	54	Kamakura	211
15	Nagoya	1,038	35	Kawasaki	364	55	Matsuyama	199
16	Fukuoka	1,021	36	Niigata	364	56	Meguro	194
17	Chuo	888	37	Setagaya	360	57	Morioka	193
18	Utsunomiya	858	38	Maebashi	340	58	Hofu	193
19	Chofu	856	39	Naha	339	59	Kuki	192
20	Itabashi	812	40	Shizuoka	306	60	Nishinomiya	187

(参考資料:地区別アクセス数)

## ⑧親子交流支援検討(吉野)

今期幾度か下記の支援活動を検討し、いくつかトライアルしてみました。結果はとても有意義なものもあれば、なかなかスムーズにいかないケースもありました。当事者だからこそ"引き受けられる""気持ちがよく理解できる"など精神的な意味での支えも加わり、当事者同士の「相互支援」活動は、非常に有効だと考えています。ただ、親子ネットの組織として事業化するには、まだまだたくさんの課題があるというのが、現時点での判断です。

## 今期トライアルした支援検討の内容

- ◆ 面会交流の引き渡し時の立会い
- ◆ 運動会など学校行事のビデオ・カメラ撮影

## <面会交流の引き渡し時の立会い>

今回トライアルしたのは、NPO 法人などの面会交流支援機関を利用することを監護者が拒否しているケースです。面会交流支援機関では、立会い業務の前段階で双方と事前に面談することを原則としているケースが多いので、事前相談ができない場合利用できないことがあります。今回トライアルしたのは、まさにこのケースです。面会交流時の子の引き渡しの際に、素性をしつこく聞かれたり、暴言、罵声を浴びせられたりすることもあり、非常に難しいことを実感しました。今回は、親子ネットとしてではなく、仲間内で試したのですが、別居・離婚後の親子交流を目指して活動している親子ネットとしてやれば、監護親からはさらなる抵抗も予想され、非常にハードルが高いと感じました。

## <運動会など学校行事のビデオ・カメラ撮影>

このパターンは、主に公開された運動会のお子さんの様子を撮影する支援検討です。運動会にお父さん(お母さん)は参加できていて、本人は応援、声かけに専念したいので撮影をお願いしたいというパターンと、係争中で運動会に参加できず、撮影をしてきてほしいというパターンがありました。依頼者と同席・同行し、お子さんを撮影していれば、監護親と出くわすことも想定されますが、依頼者からは、一人で見学するよりはトラブルになる可能性が低いという意見もありました。

## 支援活動を事業として展開していく上で留意すべき点

- ◆ 面会拒否感情の強いケースが多くなると予想されるため、トラブルリスクも 想定しておかねばならない。
- ◆ ボランティア色の強い活動としてやるとしても、面識のない人からの依頼に対しては、うまくいかなかった時の理解がどこまで得られるか難しい面があり、そこをクリアしていく必要がある。

## ⑨海外ネットワーク(平田)

真の「子どもの最善の利益」を日本に確立するには、日本の何十年も先を行く欧米諸国を中心に学ぶべきところは多く、日本を親子が断絶されない社会に変えるには、外圧や諸外国の個人や組織との連携が必要不可欠と考え、下記活動を実施してきました。

- ・外国人当事者たちとの交流および意見交換
- ・外国人と協調しての、ストリートウオークイベントの複数回開催
- ・外国人と協調しての、シンポジウム開催(4月9日)
- ・外国事例紹介(翻訳など)

日本は、「子どもの最善の利益」のために、一刻も早く欧米諸国並みの親子関係が日常的に保持される社会へと変わらなければなりません。今後ともその観点から外国人・外国組織との連携を通じて、様々な当事者の方々のお役にたてればと考えています。

## ⑩国内ネットワーク(辻)

- ●国内ネットワーク担当として、東京以外の親子ネット、支部、また他引き離し団体や親権者団体、議員、識者らとの円滑な交流や関係構築、情報交換を主目的に活動を致しました。
- ○実際の活動

(各団体・当事者への親睦 BBQ の呼びかけ、イベント告知の相互連絡、地方親子ネット会員上京の折の情報交換・交流会、国会勉強会への参加協力、デモ行進・各イベント、署名活動等への参加・協力)

- ○2011年度 親睦BBQ(2011.9.19)(江東区立若洲公園 日本人・外国人当事者、母子、議員ら参加18名)
- 2 0 1 2 年度 親睦 BBQ (9 月開催 (予定) (江東区立木場公園)
- ●その他の活動
- ○会報4コマ漫画 (ニコ丸くん)
- ○親子ネット茨城 (シンボルマーク作成)
- ○親子ネット鹿児島(設立連絡中)

## 4. 2011 年度決算報告

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

## 平成24年3月期決算報告書

貸借対照表

平成24年3月31日 現在

単位:円

	資産の部					負債の部								
		科	目		金	額	Г		科	目		53.55	金	額
1	流	動	資	産	1	[230,244]	[	流	動	負	债	1		[0]
12.10	現			金	-31	115,009		未		払	金			0
	預			金		115,235		前		受	金	548		0
							負		債	合		計		0
											正味	財産の	の部	
							ľ	正	味	財	産	1		[230,244]
							前	期	繰越	IE R	未財	産		81,458
							当	期I	E味	財産	增加	額		148,786
					3		正	味	財	産	合	計		230,244
資		産	合	- 1	+	230,244	負	債·	正明	床財.	産合	計		230,244

正味財産増減計算書

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

単位:円

科	目	金 額
【増加原因の部】		
会 費 収 入		421,180
寄付金収入		185,173
講演収入		245,500
利 子		36
その他収入		28,200 880,089
	財産増加額	880,089
【減少原因の部】		
	財産減少額	731,303
	当期正味財産増加額	148,786

減少原因の部:内訳

自 平成23年4月1日至 平成24年3月31日

単位:円

科 目	金額
旅 費 交 通 費	0
通信費	0
交 際 費	28,410
人 件 費	0
発 送 費	216,050
燃料費	0
消耗品費	221,150
印刷 費	11,030
諸会費	0
新聞図書費	0
講師謝礼代	75,000
施設使用料	118,730
システム管理費	30,000
広 報 費	17,220
会 議 費	9,124
雑 費	4,589
合 計	731,

## 5. 2011 年度決算監查報告

## 監査報告書



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 代表 藤田 寿尚 殿

親子の面会交流を実現する全国ネットワークの平成23年会計年度の財産の状況について 監査を行った結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査対象期間: 平成23年4月1日から平成24月3月31日まで

監査の方法: 会計担当者からその職務の執行状況を聴取し確認しました。

会計帳簿等の調査を行い決算書類の監査を実施しました。

記

#### 監査結果:

- (1)決算書類は本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿には記載すべき事項が正しく記載されており、上記の決算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)決算書類は損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
  - (4)会計担当者の職務執行に関する不正な行為、又は、法令若しくは規約に違反する 事実は認められません。

平成 24年 8月 4日

監査人 片 哲



## 6. 規約の改訂

## 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク規約

### 第1章 総則

- 第1条 本会は親子の面会交流を実現する全国ネットワークと称する。
- 第2条 本会は別居または離婚後の親子が自然に会える社会づくりを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - 1. 総会、例会、運営委員会など各種会合の開催。
  - 2. 親子の交流を促進する法律の制定を実現する事業。
  - 3. 会報『引き離し』の定期的発行。
  - 4. 国内および海外の関連団体との連絡および協力。
  - 5. 正当な理由無く引き離された親子に対する支援。
  - 6. 公開勉強会、講演会、宣伝活動などの開催。
  - 7. 別居または離婚後の親子の現状に関する事例集や資料集の作成と普及。
  - 8. その他本会の目的達成に必要と認められた事業。
- 第4条 本会の事務局は東京都渋谷区におく。
- 第5条 本会には、個々の課題に応じた、委員会、分科会、審議会などを設けることが 出来る。
- 第6条 この規約の実行に必要な細則は運営委員会の決議によって定める。

#### 第2章 会員、賛助員、および顧問

- 第7条 会員は、個人加入とし、別居または離婚により自然に会うことのできない親子 とその家族とする。
- 第8条 本会の目的に賛同してその事業を援助する個人または団体は、本会の賛助員となることができる。 賛助員は、 賛助金を毎年納め、 会報の配布を受けるものとする。
- 第9条 本会は、その事業を行う上で必要がある場合は運営委員会の決議により顧問 をおくことができる。
- 第10条 本会の会員または賛助員になろうとするものは、入会を申込み、運営委員会 の承認を得なければならない。入会を認められたものは、入会金を納めるものとする。
- 第11条 会員は第6章に記された会費を前納しなければならない。
- 第12条 会員は次の権利をもつ。
  - 1. 本会の会報の配布をうけること。
  - 2. 本会の催す企画に参加し、本会作成の情報や資料を閲覧すること。
  - 3. 本会の運営に参加し、意見を述べること、または提案すること。
  - 4. 本会の役員を選出し、または役員として選出されること。
  - 5. 本会のメーリングリストなど日常的な情報交換の場に参加すること。
- 第13条 会員または賛助員は運営委員会に届け出て退会することができる。
- 第14条 会費を滞納した会員は、第12 条の会員の権利を停止され、また、運営委員会

において除籍措置を受けることがある。また会費滞納が3年に及んだ会員は退会した ものとみなすことができる。

第15条 退会に際しては、入会金および既納会費を返却しない。

第16条 会員は次の行為を行ってはならない。

- 1. 本会を不正目的、営利目的として利用する行為。
- 2. 本会または会員を誹謗中傷し、名誉や信用を毀損する行為。
- 3. 実在または架空の第三者になりすまして当会を利用する行為。
- 4. 会員の同意なく会員の個人情報を収集し利用する行為。
- 5. その他、当会の活動を妨げ、当会の信用を毀損する行為。

第17条 前条に該当する行為があった場合、運営委員会、定例会、および総会によって、その行為を行った会員は、権利を停止、あるいは除名されることがある。

第18条 前条の手続きに関して、運営委員会は、3名以上からなる調査委員会を設置 し、事実関係の客観的な把握と、当事者からの弁明の機会を設けなければならない。

## 第3章 役員および委員会

第19条 本会には次の役員をおく

代表 1名

副代表 1から2名

運営委員 5名以上

監査 1から2名

第20条 代表、副代表、運営委員、および監査は、総会にて推薦にもとづく互選によって選出する。その際、必要に応じて<u>会長など</u>の役職をおくことができるものとする。また運営委員会は、必要に応じて委員を依嘱することができる。<u>その場合、</u>総会において承認を受ける。

第21条 運営委員会は本会の総会、例会を運営する機関であって、毎月ないし隔月 に1回程度開かれる。

第22条 運営委員会は、総会で決議された事業計画に則り、当面の事業方針その他、 運営委員が必要と認めた事項について審議する。

#### 第4章 総会

第23条 総会は本会の最高議決機関であって、毎年1回開かれる。ただし、会員総数 の10分の1以上の会員から要求があったとき、または運営委員会が必要と認めて決 議したときは臨時に総会を開かねばならない。

第24条 総会は、次の事項を審議する。

- 1. 事業計画および予算
- 2. 事業報告および決算
- 3. 監查報告

- 4. 役員の選出
- 5. その他、総会が認めたこと。

第25条 総会は、会員総数の10分の1以上の出席によって成立する。ただし委任による出席を認める。

第26条 総会の議事は、規約の変更を除いて、出席会員の過半数で議決する。

## 第5章 例会

第27条 例会は本会の総会に準ずる決議機関であって、毎月ないし隔月に1回程度開かれる。

第28条 例会は、総会で決議された事業計画に則り、当面の事業方針その他、運営委員会や例会が必要と認めた事項について審議する。

## 第6章 会計

第29条 本会の経費は会費、事業収入、および寄付金でまかなう。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条 会員の入会金500円、会費2000円とし、会費は前納を原則とする。

第32条 賛助員は、入会金500円、賛助金1口1000円を2口以上納める。

#### 第7章 規約の変更

第33条 この規約を変更するには、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 付則

2009年8月29日 制定 2010年9月25日 改訂 2011年8月20日 改訂

## 8. 2012 年度活動方針案

本年度は、面会交流を位置づけた改正民法の施行、ハーグ条約批准に向けた国内法の国会への提出などをきっかけに、マスコミが連れ去り別居による親子の引き離しの実態に迫るなど、別居・離婚後の親子のあり方を真正面から問う議論が出始めました。親子ネット発足から4年。やっとここまで来たということを実感しています。

しかし、民法の改正後も裁判所の運用は大きく変わってなく、相変わらず親子交流を制限したり、場合によっては禁止したりする審判が出されています。また、面会交流が実現したとしても、僅か「月1回2時間」程度の裁判所が作り出した相場でしかなく、しかも、調停の開始から3年かかってしまうこともあります。このことは、本会に寄せられる「裁判所の現状を訴えるメール」、「子どもと会えるようになるにはどうすれば良いか」といった悲痛の叫びが証明しています。

本会が目指していることは、月1回2時間の面会交流ではなく、「別居・離婚した親子が自然に会える社会の実現」であり、仮に数字を挙げるなら、「年間100日以上の親子交流」を「別居直後から始めること」が当たり前になる社会です。 突飛な発言だと感じるかもしれませんが、先進国では、面会交流を多く行うことが子どもの利益に適うと心理学で推定されていて、親子交流を断絶させない制度を国が積極的に導入しているのです。

我が国では民法改正後の現状から判断すると、このままでは何十年たっても、裁判所が勝手に作り出した、面会交流は月1回という相場から大きく動くことはないでしょう。子どもの成長は待ってくれません。裁判官の解釈により親子交流を制限できない強い法律が早期に制定されるよう、今年度も親子ネットの活動を継続して参ります。

## 9. 2012 年度予算案

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

# 平成24年度収支予算書

# 収支予算書[収入の部]

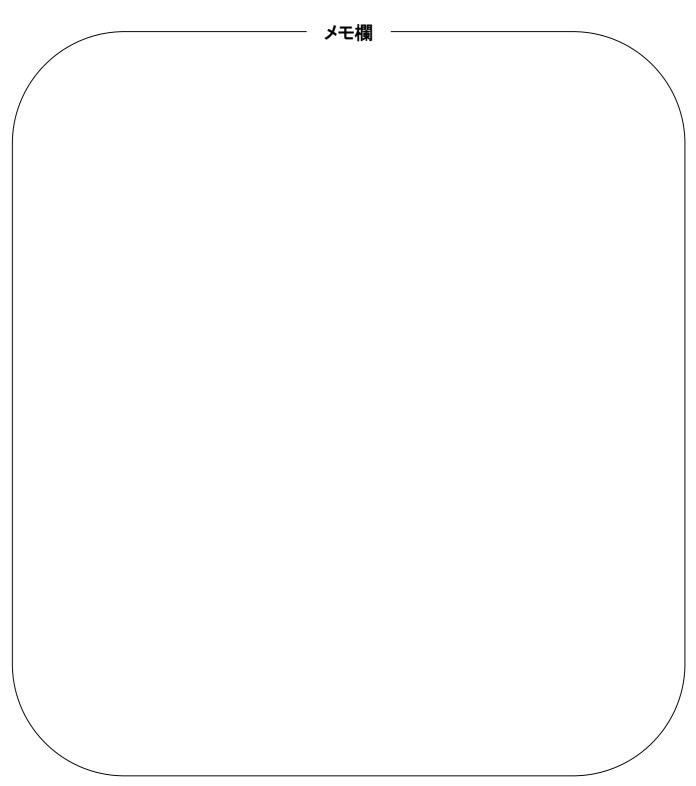
単位:円

科目	金額			
会 費 収 入	450,000			
寄付金収入	150,000			
講演収入	200,000			
その他収入	0			
繰越 金 平成23年度繰越金	230,244			
合 計	1,030,244			

## 収支予算書[支出の部]

単位:円

				科 目 金 額
旅	費交	5	<b>西</b> 費	10,000
通	信	Ì	費	5,000
交	跨	×	費	50,000
人	14	Ė	費	5,000
発	違	4	費	250,000
燃	*	+	費	2,500
消	耗	品	費	200,000
印	屌	J	費	20,000
諸	全	Ē	費	5,000
新	閏 区	1	書 費	10,000
講	師詢	1 -	礼代	100,000
施	設使	E	用料	150,000
シ	ステム	管	理費	30,000
広	幸	Ž	費	70,000
会	詞	É	費	20,000
予	俳	ij	費	102,744
	合	T.		1,030,244





# 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク